

福祉サービス第三者評価の結果

平成29年3月31日 提出(評価機関→推進委員会)



1 施設・事業所情報

(1) 事業所概況

事業所名称 (施設名)	弘前市ひまわり荘		種別	母子生活支援施設		
代表者氏名 (管理者)	所長 佐藤 誠一郎		開設年月日	昭和26年8月1日		
設置主体 (法人名等)	設置主体 運営主体	弘前市 社会福祉法人 草右会	定員	8世帯	利用人数	3世帯
所在地	青森県					
連絡先電話	0172-32-4180		FAX電話	0172-32-4180		
ホームページアドレス	なし					
第三者評価の受審状況	これまでの受審回数		受審履歴			
	1 回		平成25年度			

(2) 基本情報

理念・基本方針	<p>【児童福祉法の理念】 すべての国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ且つ、育成されるよう努めなければならない。すべての児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。</p> <p>【運営方針】 児童憲章の基本理念に基づき、運営に当たっては入所する母子の事情を勘案し、人権を尊重するとともに、次の事項の相談及び助言に努めるものとする。 (社会福祉法人 草右会指定管理施設管理運営規定 第6章第40条)</p> <ol style="list-style-type: none"> 母子の生活の安定を図り、心身の健康の確保に関すること 母子が抱える様々な生活上の課題解決に関すること 児童の基本的な生活習慣の確立に関すること 子育てや学校に関すること等児童の健全育成に関すること 	
	サービス内容 (事業内容)	施設の主な行事
	<p>配偶者のない女子、またはこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のため、その生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う。</p> <p>【主な支援】 ・日常生活支援、各種制度等の利用、就労支援、母子の自立、住宅確保、アフターケア 等</p>	<p>【全体】 ・荘内懇談会 ・健康診断(歯科健診含) ・食生活改善講座 ・定期面談 ・個別面談 ・荘内大掃除 ・防災訓練</p> <p>【児童】 ・子どもの日おやつ作り ・自然体験 ・七夕飾り ・映画鑑賞 ・親子遠足 ・クリスマス懇親会 ・お正月遊び ・ひな祭り ・進級進学を祝う会</p>
その他、特徴的な取組	<p>全世帯が町内会に加入し、回覧板などにより、地域で行われるイベント(夏祭り、弘前ねぶた祭り運行等)にも積極的に参加してました。地域と入所者の子どもたちの関係構築にも配慮し、来荘時には遊び場の提供や見守り支援を行っています。また、職員も町内会の防災訓練に参加するなど地域との関わりを大切にしています。</p>	
	居室概要	居室以外の施設設備の概要
	<p>・居室 8室 (1室多目的室として活用) ・浴室 1室 ・シャワールーム 1室 ・洗濯場 2ヶ所 ・入居者トイレ2ヶ所 ・予備室 ※居室以外は共用</p>	<p>・学習室 1室 ・炊事場 2ヶ所 ・物干場</p> <p>・事務室 ・指導室 ・職員トイレ ・洗面炊事場 ・集会室 ・物干場 ・警備員室</p>

職員の配置									
職種	人数			職種	人数				
所長	1	常勤	0	非常勤	民間警備員(夜間・休日常駐)	0	常勤	2	非常勤
主任母子支援員	1	常勤	0	非常勤			常勤		非常勤
少年指導員	1	常勤	0	非常勤			常勤		非常勤
嘱託医(内科)	0	常勤	1	非常勤			常勤		非常勤
食生活改善指導員	0	常勤	1	非常勤			常勤		非常勤

2 評価結果総評

<p>◎ 特に評価の高い点</p> <p>「弘前市ひまわり荘業務マニュアル(平成29年1月作成)」及び「ひまわり荘非常災害対策計画書(平成28年12月作成)」について、内容も具体的な「フロー図」、「連絡先」、「地図」等が明記されており、とても分かりやすく整備されています。人材育成や人事異動の際、継続的かつ効果的な一定水準の統一した支援が確保されるものと考えられます。</p> <p>支援全体について、少人数体制の強みを活かし、互いに意見交換や情報共有に努め、タイムリーに対応できている支援力の高さや、ワークライフバランスに配慮した風通しの良い職場環境であることが伺えました。また、入所者への情報提供についての掲示物や注意書きには視覚からの情報提供に努め、「イラスト」や「温かく・優しい色使い」により、施設全体の明るい雰囲気作りを醸し出しておりました。</p> <p>防犯対策の体制について、建物の老朽化に伴う早期解決が困難な事案を除き、できる範囲内で体制や設備の整備(カメラ付きインターフォン・防犯ブザー・カラーボールの配備等)に努めています。誰もがわかりやすく、視覚的掲示方法や保管などについても「構造化」を図っています。</p>
<p>◎ 改善を求められる点</p> <p>築50年以上という建物の老朽化対策(耐震性、ヒートショック、バリアフリー、プライバシー等に対する改善)が望まれます。また、専門職(心理職等)を含めた人員配置を初め、改善に関わる長期的ビジョンが必要なものについては、指定管理担当課・法人本部職員を交え課題の分析を図り、法人の中長期計画に取り入れる等、母子生活支援施設として母子ともに、より安心・安全に利用できる環境整備と体制づくりを期待します。</p> <p>実習生の受入れについて、福祉人材の育成、支援に関わる専門職の研修・育成への協力は、施設の社会的責務の一つです。地域の特性、施設の種別、規模等によって状況は異なりますが、施設としての姿勢が明確にされているとともに、その体制が整備され、効果的な研修や受入れが行われている必要があります。法人内に多数の事業所がある強みを活かし、互いに連携しながらの実習生の受入れに関わる体制の構築が必要です。</p> <p>ボランティアの受入れについて、地域住民、学校等におけるボランティア活動は、地域社会と施設をつなぐ柱の一つとして位置づけることができます。また、施設の役割として、社会福祉に関する知識と専門性を有する地域の社会資源としての協力も考えられます。子ども達の大人への係わりのステップとしても学習ボランティア、修繕ボランティア等、地域とより連携を図ることが有効だと考えられます。また、受入れにあたっての手順、母親と子どもへの事前説明の仕組み、ボランティア等への事前説明の仕組みなど、具体的な方法の明確化も必要です。</p>

3 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

<p>改善にかかわる長期的ビジョンが必要なものについては、指定管理担当課・法人本部とともに検討していい方向にもっていきたいと思います。実習生の受け入れ・ボランティアの受け入れについては、条件が整うものから実施を考えていきたいと思います。今後もよりよい施設を目指して、改善を求められている事項について緊急性があるもの、対応可能なものからできる限り改めていきたいと思います。</p>	
---	---

評価機関	名 称	公益社団法人 青森県社会福祉士会
	所 在 地	青森市中央3丁目20-30 県民福祉プラザ5階
	弘前市との契約日	平成29年12月13日
	評価実施期間	平成29年12月13日 ~ 平成29年3月31日
	評価結果の報告	平成29年3月23日

第三評価結果（母子生活支援施設）

※すべての評価細目（共通評価基準45項目・内容評価基準28項目）について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45項目） 評価対象 I 支援の基本方針と組織 I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・b・c
<p><コメント> 母子生活支援施設運営指針(平成24年3月通知)に基づき、支援や経営の前提として、主体の目的や存在意義、使命や役割等を明確にした理念が必要です。特に支援する設置主体及び運営主体の理念において、母親と子どもの人権の尊重や個人の尊厳に関わる姿勢が明確にされていることが重要です。平成28年6月に児童福祉法に定める基本理念が改正されたことを契機としてあらためて運営理念について明確な施設のビジョンとして職員間で話し合い、見直しをしていくことが望まれます。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・b・c
<p><コメント> 法人として社会福祉事業全体の動向を踏まえた経営に努めていますが、施設としてはそこまで至っていません。今後、施設経営をとりまく環境と経営状況を把握し、課題のデータ化や分析により運営改善が図られるよう設置主体と協議しながら取組を進められるよう期待します。</p>		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・b・c
<p><コメント> 設置主体及び運営主体の役員(理事・監事)及び職員は、明確な経営課題を共有することが望ましいです。また、共有された課題を解決していくための取組も求められます。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されてる。	a・b・c
<p><コメント> 中長期事業計画は、理念や基本方針の実現に向けた具体的な取組を示すものです。支援の更なる充実、課題解決、ビジョン(目標)を実現するために、組織体制や施設の設備、職員体制、人材育成等に関する具体的な計画となっている必要があります。また、財務面での裏付けも必要なため併せて収支計画の策定も求められます。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・c
<p><コメント> ビジョンを達成するための具体的な中長期計画が策定されていないため、前年度の実施状況に基づいた単年度計画となっています。中長期計画と単年度計画が連動した策定が望まれます。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・c
<p><コメント> 職員が意見を出しやすい職場の雰囲気となっており、組織的に情報共有できる体制作りに取り組まれています。また、前年度報告と次年度計画が連動して明記されました。今後は、社会の動向、母親と子ども、地域のニーズ等を取り入れるなど、内容の充実を期待します。</p>		

7	I-3-(2)-② 事業計画は、母親と子どもに周知され、理解を促している。	a (b)・c
<p><コメント> 事業計画の内容について、「概要」や「荘だより」を配布したり、懇談会・子ども会で説明をしていました。事業計画の理解を促すためにも、母親や子どもの年齢層に配慮した記載方法の工夫(フリガナ、イラスト、写真等の活用)が望まれます。</p>		

I-4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	(a)・b・c
<p><コメント> 職員は、常に支援について検討し、実行・評価・見直しを行い、次に繋げるよう努めています。また、法人全体で組織的に自己評価及び第三者評価を定期的に受審し、質の向上に向けて取り組んでいました。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a (b)・c
<p><コメント> 職員は、単年度の課題について、可能な限り創意工夫に努め、改善に取り組んでいます。しかし、施設の老朽化など法人及び指定管理課との検討が必要なものについて、中長期計画における段階的な解決に向けた取組が明文化されてませんでした。課題の明確化を図り、施設の改善実施計画にて文書化していくことが必要です。また、施設の老朽化、法人及び指定管理課との検討が必要なものについて、段階的な解決に向けた中長期計画への明記と検討も必要です。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a (b)・c
<p><コメント> 事務分掌等は文書化されており、職員間に周知されています。有事の際の役割や責任、不在時の権限委任等については、非常災害対策計画書に記載されているものの、職員が十分に理解しているとは言えず、継続的な取組が必要です。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	(a)・b・c
<p><コメント> 施設長は、遵守すべき法令の理解促進のため、法人内外の研修へ積極的に参加し、それらの内容を職員へも伝達し、周知を図っています。</p>		
Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a (b)・c
<p><コメント> 施設長は、実施するサービスの質の現状について、日々職員間で評価や分析を行うよう図っています。しかし、課題の改善に向けた具体的な取組について、明示していません。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a (b)・c
<p><コメント> 人事、労務、財務等に関して、法人管理となっています。経営状況やコストバランスの分析について、施設長及び職員間に周知されていません。</p>		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・b (c)

<p><コメント> 法人が人材確保や人事管理を行っています。しかし、施設に必要な人材や人員体制に関する基本的な考え方や具体的な計画、方針等が定められていません。</p>		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・b・c
<p><コメント> 個人面談を実施していませんが、人事基準を法人例規に定め、年に1回、勤務評定を実施しています。職員が少ないこともあり、常に職員の意向や希望を確認するためのコミュニケーションを図っています。</p>		

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント> 有給休暇の取得状況や就業状況を定期的に把握しています。職員数が少ないこともあり、常に相談や意見を述べられる環境になっています。また、ワークライフバランスも配慮され、可能な限り勤務調整を行っています。</p>		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント> 職員一人ひとりの目標管理シートなど記録されたものはなく、個々の研修計画も策定されていません。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・b・c
<p><コメント> 法人主催の研修が計画されているほか、外部への研修参加も積極的に促し受講しています。しかし、法人の福祉サービスの内容、目標を踏まえた方針・計画の中に、必要とする職員の知識、技術、専門資格等具体的に明示された研修計画がありません。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a・b・c
<p><コメント> 新任職員採用時に研修を法人内で実施しています。また、職員の経験年数などに配慮し、法人内外の研修に参加するよう勧奨しています。少人数の職員体制であり、参加希望の研修を受講できないこともあります。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・c
<p><コメント> 施設の特異性から、現在実習生を受入れていません。そのため、実習生受入れに関する基本姿勢やマニュアル等の整備もされていません。</p>		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・b・c
<p><コメント> 法人のホームページをとおし、法人全体の決算情報などが公開されています。また、町内会に施設の広報紙を配布しています。</p>		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・b・c
<p><コメント> 経理について、毎月法人本部でチェックを受ける体制となっており、年に2回の内部監査を受けています。施設の経理などに関する事務分掌と権限・責任が明確にされており、職員にも周知されています。</p>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
--	--	---------

Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 母親と子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント> 全入所世帯が、町内会に加入し町会費を納めており、町会のイベント(ねぶた運行や夏祭り)へも積極的に参加しています。また、入所児童の友人が遊びに来荘しており、その際に場所の提供や見守りを行っています。さらに、職員が地域の防災訓練に参加し、日常的にコミュニケーションを図っています。</p>		
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している	a・b・c
<p><コメント> 施設の特異性から、ボランティア等の受け入れをしていません。そのため、ボランティア受入れに関する基本姿勢やマニュアル等の整備もありません。</p>		

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・b・c
<p><コメント> 近隣施設、関係機関・団体等、社会資源を明示したリストが作成され、事務室に保管しています。職員も情報を共有し、入所世帯へも配布しています。入所世帯の支援において、関係機関とのネットワークも構築されています。</p>		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 施設が有する機能を地域に還元している。	a・b・c
<p><コメント> ドメスティックバイオレンスなどの理由で入所される世帯もあり、連れ去り、施設への侵入等のリスクも高いことから、施設を地域に開放・提供することが難しい状況です。災害時などの必要性に応じ、施設を避難場所として提供することを視野に入れていきます。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・b・c
<p><コメント> 地域の具体的な福祉ニーズを把握するためにアンケートなどを行っていません。また、公益的な事業も行っていない。</p>		

様式第9号(別紙)

評価対象Ⅲ 適切な支援の実施

Ⅲ-1 母親と子ども本位の支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 母親と子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 母親と子どもを尊重した支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント> 入所時に渡す「ひまわり荘のしおり」に権利内容が明示されています。しおりは母親用、子ども用に分けられて丁寧に説明されています。基本的人権の配慮について、毎年4月1日に本部に職員が集まり、辞令交付式で口頭で訓示がなされています。また、権利擁護の研修に出席し研修報告で情報を共有しています。今後も定期的な研修受講・実施が期待されます。母子で分けられているしおりの中身の整合性を図ること、ひまわり荘独自の理念、基本方針、倫理綱領の作成を期待します。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 母親と子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した支援提供が行われている。	a・b・c
<p><コメント> 居室の立ち入りが必要になる場合や、事前に訪問者が来ることが分かっている際に、懇談会や掲示板に掲示し説明をしており、日誌にも記載しています。また、居室の窓に目隠し用のすだれを下げたり、施設のリフトに「関係者以外立ち入り禁止」の表示を掲げ、プライバシーの保護に配慮した対応がされています。プライバシーに配慮した対応が見受けられますが、統一した対応をするためにも規程・マニュアルの作成が望まれます。</p>		
Ⅲ-1-(2) 支援の提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 母親と子どもに対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a・b・c
<p><コメント> 施設のパフレットを福祉事務所の窓口を設置して広報をしています。見学者や入所予定者に、母</p>		

親用・子ども用の「ひまわり荘生活のしおり」や「パンフレット」を渡し、支援の内容などについて丁寧に説明をしています。

31	Ⅲ-1-(2)-② 支援の開始・過程において母親と子どもにわかりやすく説明している。	a (b) c
----	--	---------

<コメント> 入所時に「生活のしおり」や施設の周辺マップを含めた資料を冊子にして渡しています。現在、子ども用の「生活のしおり」は、6歳以上を想定して作成しています。6歳未満の子どもでも理解できるような、また、母親についても障がいを持った方や外国人の利用も想定されますので、写真、図、絵等を使用した、よりわかりやすい内容にすることが望まれます。

32	Ⅲ-1-(2)-③ 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a (b) c
----	---	---------

<コメント> これまで、措置変更の事例がなかったようですが、手順書の作成が望まれます。地域や家庭へ移行した場合、「退所される方へ」のファイル一式を渡して説明できるようになっています。また、退所された方に年賀状や行事の案内を発送してやり取りしています。施設に遊びに来る方もいて、記録も残されています。アフターケアについて、取組始めてまだ間もないということでしたので、今後、退所後の支援についてどのように関わっていくのか、内容を詰めていく必要があります。

Ⅲ-1-(3) 母親と子どもの満足の向上に努めている。

33	Ⅲ-1-(3)-① 母親と子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a (b) c
----	---	---------

<コメント> 定期的に行われる荘内懇談会や、年度末に行われる市のアンケートを基に母子の満足度を調査しています。行事については事前・事後に調査し、要望や意見を取り入れています。建物の構造上の問題や休日・夜間の職員不在の時間帯についてなど、職員自身が不足だと感じている部分が見受けられます。改善した方が良い点について、市や法人本部と実態を共有し、共に改善に取り組んでいく姿勢が必要になります。

Ⅲ-1-(4) 母親と子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。

34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a (b) c
----	--------------------------------------	---------

<コメント> 苦情解決の体制について、苦情受付責任者、苦情解決責任者が定められています。また、法人に第三者委員が設置されています。母子生活支援施設の特徴から、第三者委員に女性担当を増やす、委員と母子が顔合わせをする場を作り相談しやすい体制を作るなどの取組が求められます。

35	Ⅲ-1-(4)-② 母親と子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、母親と子どもに周知している。	a (b) c
----	---	---------

<コメント> どの職員でも相談できるような体制にしています。職員の年齢層が広く、入所者は年齢が近い職員に相談することが多いようです。相談室はありますが、壁が薄い、相談室に入ると周囲に気づかれるなどの間取りとなっています。よって、相談室を使用せず、職員室で相談が行われています。相談に適した環境に改善できるよう取組が求められます。

36	Ⅲ-1-(4)-③ 母親と子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	(a) b c
----	--	---------

<コメント> 相談や意見に対し、対応可能なものは迅速に行い、時間を要する場合にはその理由を説明し、職員で協議後対応をしています。ハード面の問題などから相談や意見に対し対応できないものもありますが、その都度説明し、ケース記録、指導日誌、苦情要望に関する実施事項に記載しています。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な支援の提供のための組織的な取組が行われている。

37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な支援の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	(a) b c
----	---	---------

<コメント> 事故発生時のマニュアルが整備され、職員室にも掲示されています。ヒヤリハットで事例を収集し、改善策を話し合い再発防止に努め、ヒヤリハット事例報告書に記載されています。警備員との連携も取れており、休日など職員の不在時でも何かあれば職員に連絡できるようになっています。防犯グッズの設置についての努力も見受けられます。建物の構造上の問題については、引き続き市や法人本部へ報告し改善していくことが求められます。

38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における母親と子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a (b) c
----	---	---------

<コメント> 入所者棟の決められた場所に感染症処理用具と感染症対策手順を添えて設置しています。感染症予防について、自己評価に「感染症予防マニュアル」が作成されていないと記載されていますが、「衛生管理マニュアル」を少し手直しすれば十分対応できるものと考えられます。

39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における母親と子どもの安全確保のための取組を組織的に 行っている。	(a)・b・c
<コメント> 「非常災害対応計画書」を策定し、備蓄リストもあり水や食品を3日分確保し、消費期限を確認し適切に管理しています。定期的に火事・地震・水害・夜間想定等訓練を行い、その都度見直しがされています。災害について消防署主催の研修に母子を含め参加しています。市や法人本部にマニュアルを配布し、災害時の役割や体制について共有が図られています。		

Ⅲ-2 支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 提供する支援について標準的な実施方法が文書化され支援が提供 されている。	(a)・b・c
<コメント> 支援についての標準的な実施方法について、業務マニュアルに記載されており、マニュアルに基づき支援が提供されています。		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	(a)・b・c
<コメント> 標準的な実施方法について、指導会議などでその都度議論され、検証・見直しが行われ記録されています。		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより支援実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な支援実施計画を適切に策定して いる。	a・b・c
<コメント> 自立支援計画書策定の責任者が設置されています。「業務マニュアル」に策定の流れについて記載されていますが、マニュアルにはもう少し具体的な展開が必要となります。「面談は職員全員で行う」など、現在行っていることをマニュアルに具体的に明示することが望ましいです。また、母子が自分たちの計画について同意しているかどうか確認できませんでした。市にも提出しているということでしたので、計画にご本人のサインを記載する箇所を設けるなどの検討が期待されます。		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に支援実施計画の評価・見直しを行っている。	(a)・b・c
<コメント> 自立支援計画書について、年に2回見直しているほか、必要に応じて行われています。指導会議で見直しがされ、指導会議録にも記載されています。		
Ⅲ-2-(3) 支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 母親と子どもに関する支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共 有化している。	(a)・b・c
<コメント> 指導日誌や事務日誌に記載され、職員間で毎日情報が共有されています。毎月行われる指導会議でも支援内容について検討、見直しが行われ、会議の状況が記録に記載されています。		
45	Ⅲ-2-(3)-② 母親と子どもに関する記録の管理体制が確立している。	(a)・b・c
<コメント> 個人情報保護規程や文書管理規程が定められており、保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規程が定められています。鍵のかかるキャビンに記録やUSBが保管されています。		

様式第9号（別紙）

内容評価基準（28項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な支援の実施」の付加項目

A-1 母親と子ども本位の支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 母親と子どもの尊重と最善の利益の考慮		
A①	A-1-(1)-① 社会的養護が、母親と子どもの最善の利益を目指して行われるこ とを職員が共通して理解し、日々の支援を行っている。	(a)・b・c
<コメント> 毎日の支援、会議等、振り返りをする機会が数多くあり個別対応もしています。母子との信頼関係ができて見受けられます。		
A-1-(2) 権利侵害への対応		

A②	A-1-(2)-① いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止している。	a・c
<p><コメント> 職員等による不適切なかかわりがあった場合に、法人の就業規則規程に基づき厳正な処分を行うことになっています。</p>		
A③	A-1-(2)-② いかなる場合においても、母親や母親と子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。	a・b・c
<p><コメント> 普段から母親と子どもの様子を見守り、変化やサインを見逃さないよう留意していることが見受けられました。今後、ボランティアなど外部の良識ある人とのかかわりを持ち、母親と子どもに良好な人間関係のモデルを増やしていくことが求められます。</p>		
A④	A-1-(2)-③ 母親と子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント> 虐待防止に関するポスターが掲示されています。常に親子関係の把握に努め、個別対応をしていることが見受けられました。会話や状況により親子関係の把握に努めていますが、今後は連絡帳でやり取りするなど、夜間、休日等の職員不在時に配慮した対応が求められます。</p>		
A-1-(3) 思想や信教の自由の保障		
A⑤	A-1-(3)-① 母親と子どもの思想や信教の自由を保障している。	a・b・c
<p><コメント> 思想や信教の自由について、生活のしおりに記載されており、しおりに沿った説明がされています。</p>		
A⑥	A-1-(4)-① 母親や母親と子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント> 懇談会などで母親と子どもから自主的に意見や要望が出されています。子どもだけの懇談会も実施し、工夫した取り組みを行っています。今後は、事業計画の段階から母親と子どもの意見が取り入れられるような対応が求められます。</p>		

A-1-(5) 主体性を尊重した日常生活		
A⑦	A-1-(5)-① 日常生活への支援は、母親や母親と子どもの主体性を尊重して行っている。	a・b・c
<p><コメント> 自己決定ができるよう情報提供をし、その上で必要に応じて関係機関へ同行するなど支援しています。例えば台所まわりですが、カラーボックスを設置し「構造化」を行った上で主体性を尊重すると、よりその方が力を発揮できると考えられます。</p>		
A⑧	A-1-(5)-② 行事などのプログラムは、母親や母親と子どもが参画しやすいように工夫し、計画・実施している。	a・b・c
<p><コメント> 行事の実施後に、毎回評価を行い次回の実施につなげています。子どもが毎回行事を楽しみにしていることも確認できました。</p>		
A-1-(6) 支援の継続性とアフターケア		
A⑨	A-1-(6)-① 母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っている。	a・b・c
<p><コメント> 退所世帯に年賀状を出したり、行事へ招待をしています。退所後も来荘されている母親と子どもが見受けられます。今後の退所後の支援計画の作成を期待します。</p>		

A-2 支援の質の確保

		第三者評価結果
A-2-(1) 支援の基本		
A⑩	A-2-(1)-① 母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。	a・b・c
<p><コメント> 個別の課題に対して、自立支援計画をとおり、一貫した支援を行っています。今後、母親と子どもが抱える問題がさらに多様化してくることも予想されます。例えば、本部で心理担当職員を雇用し派遣するなど、専門的な職員の配置が望まれます。</p>		

A-2-(2) 入所初期の支援		
A⑪	A-2-(2)-① 入所に当たり、母親と子どもそれぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っている。	a・b・c
<p><コメント> 入所時に新しい生活に慣れるよう特段の配慮をしています。個別ニーズに応じ、法テラスやハローワーク、福祉事務所等、各関係機関と連携をしています。</p>		
A-2-(3) 母親への日常生活支援		
A⑫	A-2-(3)-① 母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。	a・b・c
<p><コメント> 年2回、食生活改善指導員による講話が行われています。また、何を作るか悩んだときの手助けとしてレシピが掲示されています。貯蓄することが苦手な方の入所も想定されますので、退所後のことを考えたアドバイスも求められます。</p>		
A⑬	A-2-(3)-② 母親の子育てのニーズに対応するとともに、母親と子どもとの適切なかわりができるよう支援している。	a・b・c
<p><コメント> 母親が仕事の都合で保育困難な場合、保育代行や送迎、子どもの状況によっては保育所・学校と連携して子どもの支援が行われています。</p>		
A⑭	A-2-(3)-③ 母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。	a・b・c
<p><コメント> 入所している母親同士は、喫煙所等で普段からコミュニケーションが取れています。また、行事などの交流の機会を多く設けています。喫煙しない母親が入所した場合、普段のコミュニケーションの場はどうするのか、また母親同士だけではなく外部との関わりについて、施設の特殊性に鑑みた上で取り組んでいくことが求められます。</p>		
A-2-(4) 母親と子どもへの支援		
A⑮	A-2-(4)-① 健やかな母親と子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。	a・b・c
<p><コメント> 高校生に別部屋を設けたり、勉強しやすい学習室を設けたりと、環境に配慮した支援が行われています。</p>		

A⑯	A-2-(4)-② 母親と子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。	a・b・c
<p><コメント> 施設外の学習支援や奨学金の情報提供を行っています。学習ボランティアの導入など、外部の人との関わりが期待されます。</p>		
A⑰	A-2-(4)-③ 母親と子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、母親と子どもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。	a・b・c
<p><コメント> 遊びに来る児童に対して、ルールを設けた上で、おもちゃやゲームの準備をし、受け入れる環境を整えています。ボランティアや実習生など、様々な大人との出会いを設け、多様な価値観、生き方への理解を進めています。今後、専門的プログラムに基づいたグループワークを積極的に取り入れるなどの取組が期待されます。</p>		
A⑱	A-2-(4)-④ 母親と子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。	a・b・c
<p><コメント> 性教育の講座について計画していますが、子どもの年齢層の幅があり、発達段階に応じたものができずに中止となっています。性に関する本の購入が行われ、誰でも読める環境になっています。性教育について発達段階に分けて行ったり、外部の講座に参加するなどの取組が期待されます。</p>		
A-2-(5) DV被害からの回避・回復		
A⑲	A-2-(5)-① 母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備している。	a・b・c
<p><コメント> 現在、市で緊急一時保護委託を実施していません。また、夜間・日・祝日職員が配置されていないことから、24時間の受け入れ体制がありません。市と協議しながら、緊急一時保護のニーズがあるのかを探っていくことを期待します。</p>		

A⑳	A-2-(5)-② 母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。	a・b・c
<p><コメント> 弁護士や法テラスの紹介、調停・裁判への同行など、必要とされる支援が行われています。</p>		
A㉑	A-2-(5)-③ 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。	a・b・c
<p><コメント> 医療機関、児童相談所等の関係機関と連携を図り、安心して生活ができるような取組がなされています。専門職から心理的アドバイスを受けられるようネットワークを構築するために、本部へ課題提起を続けていくことが期待されます。</p>		
A-2-(6) 母親と子どもの虐待状況への対応		
A㉒	A-2-(6)-① 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかわり、虐待体験からの回復を支援している。	a・b・c
<p><コメント> 職員の虐待に関する意識は高く、児童相談所などの関係機関と連携を取りながら支援しています。虐待されている母親を見ていることも、子どもにとって虐待となります。さらなる状況把握や子どもへの寄り添いが期待されます。</p>		
A-2-(7) 家族関係への支援		
A㉓	A-2-(6)-② 母親と子どもの権利擁護を図るために、関係機関との連携を行っている。	a・b・c
<p><コメント> 毎月福祉事務所にケースを提出し、共通理解が図られています。児童相談所・保育所・学校等と情報交換や連携を図って対応しています。</p>		
A㉔	A-2-(7)-① 母親や母親と子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。	a・b・c
<p><コメント> 普段から信頼関係を構築するよう努めています。また、日常会話から深刻化しそうな場合に早期介入をし、問題解決を図っています。さらに、懇談会など相談の場も設けています。</p>		
A-2-(8) 特別な配慮が必要な母親、母親と子どもへの支援		
A㉕	A-2-(8)-① 障害や精神疾患、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。	a・b・c
<p><コメント> 配慮が必要な母親に対して、主治医の意見に基づき相談・支援に反映させています。児童に対しても、必要に応じて、学校や学童クラブでの様子を聞き取っています。</p>		

A-2-(9) 就労支援		
A㉖	A-2-(9)-① 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。	a・b・c
<p><コメント> 求人情報や資格取得のための情報を掲示板に掲示しています。また、必要に応じて、求職中の母親に、ハローワークへの同行支援も行っています。</p>		
A㉗	A-2-(9)-② 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。	a・b・c
<p><コメント> 職場と当施設との関係調整について、母親が拒否的であったため支援が行われていません。しかし、必要に応じて支援できるようにしています。就労支援について、職場での対人関係や仕事内容への理解度、体調、精神的ストレス等、様々な情報をキャッチしながら必要に応じて職場と連携を取ることも考えられます。アンケートを取るなどもう一步踏み込んだ支援も想定されます。</p>		
A-2-(10) スーパービジョン体制		
A㉘	A-2-(10)-① スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性の向上や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント> 3人体制であり、スーパービジョンを取りにくい状況となっています。少人数体制とはいえ、スーパーバイズ体制の確立が望ましいです。職員相互に評価し、助言し合うといったチーム支援の推進を図っていくことが求められます。</p>		